

平成22年度 荒川の河川愛護モニター委嘱式を行います

1、河川愛護モニター設置の趣旨

国土交通省では、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資することを目的として河川愛護モニターを設置しています。

2、募集経緯と委嘱式

平成22年度の募集として若干名を募集しておりましたが、結果2名の応募がありこの方々を河川愛護モニターとして決定いたしました。

委嘱期間は平成22年7月1日～平成23年6月30日までとし、委嘱式を平成22年6月28日（月）午前9時より羽越河川国道事務所で行います。

3、河川愛護モニターの業務

主な業務としては、次に掲げた事項があった場合に河川管理者に連絡するものです。

- ① 地域住民等からの河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望等があった
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事があった
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について異常を発見した
- ④ その他、河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤ 上記を含め、日常生活の中で知り得た河川の情報を毎月1回河川管理者へ報告する



平成21年度荒川里山体験



河川敷の不法投棄

同時発表記者クラブ

新潟日報（村上支局）
村上新聞社
いわふね新聞社

問い合わせ先



国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所

副 所 長 大井 孝輝

工務第一課長 酒井 優

TEL : 0254-62-3211 (代)